

マツ林・ナラ林等景観向上事業検査基準

制定 平成30年 3月30日 森-3181

改正 令和 5年 3月31日 森-3389

第1 趣旨

安全・安心な森整備事業のうち、マツ林・ナラ林等景観向上事業の検査は、「秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）」に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

第2 内容

1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

（1）補助金対象経費の算定

[定額補助 A]

ア 森林調査経費

森林調査費については、事業実施主体が整備する成果品の作成に係る経費とする。調査数量に別に定める標準単価を乗じて求めた額とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、森林調査費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[定額補助 B]

ア 伐倒処理、植栽、破碎、搬出・運搬、普及啓発経費

伐倒処理、植栽、破碎、搬出・運搬、普及啓発経費は、事業実施主体が実施する内容に係る経費とし、整備数量に別に定める標準単価を乗じて求めた額とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、伐倒処理、植栽、破碎、搬出・運搬、普及啓発経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[諸経費]

ア 事務雑費及び指導監督費

事務雑費及び指導監督費は、事業実施主体が補助事業実行のため必要な業務処理費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、定額補助 A に係る補助金交付額と定額補助 B に係る補助金交付額の合計に所定の数値を乗じたものとする。

[その他]

ア 数量の単位

数量の単位は、面積はヘクタール、材積については立法メートルとし、端数の取り扱いは、単位以下第 3 位まで算出し、その計において四捨五入して第 2 位止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領第 5 条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があった場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。

（1）森林整備における完成状況の確認

ア 伐倒処理における完成状況の確認

材積の確認は、任意で標準地を設定し、区域内の伐採木伐根について調査野帳との整合性について確認し、材積数値の適正について判断する。

なお、森林調査完了時において事業実施主体が確認した書類についても判断材料の一つとして確認する。

面積	標準地数	標準地区画	確認内容
1 ha 以下	2 箇所以下	10m×10m	区域内伐根貼付ナンバーテープと野帳との整合を確認
1 ha を超え 3 ha 以下	3 箇所以上	10m×10m	
3 ha を超えるもの	4 箇所以上	10m×10m	

上記表による方法が適当でない場合、次による方法により確認するものとする。

伐倒処理本数	確認本数	確認内容
200 本未満	本数の 5 % 以上	区域内伐根貼付ナンバーテープと野帳との整合を確認
200 本以上 500 本未満	本数の 4 % 以上	
500 本以上	本数の 3 % 以上	

イ 植栽における完成状況の確認

任意で設定した標準地において次表に基づき植栽本数及び苗木規格を確認する。

面 積	標準地数	標準地区画	植栽本数及び苗木規格
1 ha 以下	2 箇所以上	10m×10m	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
1 ha を超え 3ha 以下	3 箇所以上	10m×10m	
3 ha を超えるもの	4 箇所以上	10m×10m	

上記表による方法が適当でない場合、次による方法により確認するものとする。

植栽木（樹種毎）	植栽本数	確認本数	植栽本数及び苗木規格
高中木	200 本未満	5.0%以上	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
	200 本以上	4.0%以上	
	500 本未満		
	500 本以上	3.0%以上	
低木 (生長しても樹高 3m 以下)	200 本未満	3.0%以上	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
	200 本以上	1.5%以上	
	1,000 本未満		
	1,000 本以上	0.8%以上	

ウ 破砕処理の完成状況の確認

破砕の実施は木片の厚さが規定以下となっているか、適正に搬出路敷等に散布、敷均されているかを確認する。

エ 搬出及び運搬の確認

処理材が適正に搬出されているか伝票等により数量を確認すること。

(2) 普及啓発における看板等施設の確認

完成品における記載内容並びに規格が適正か確認する。

第3 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。